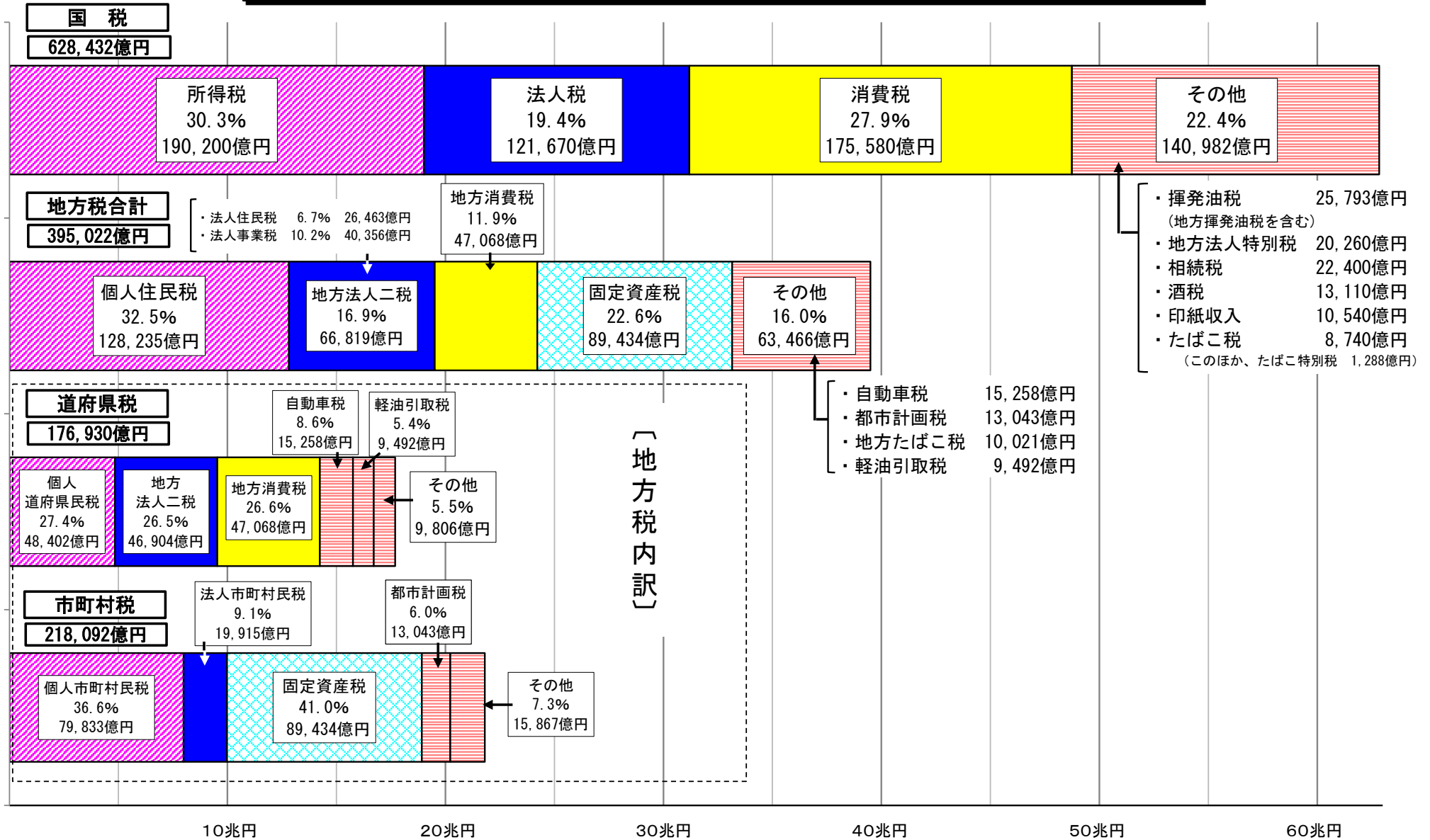


# 地方税財政の現状等

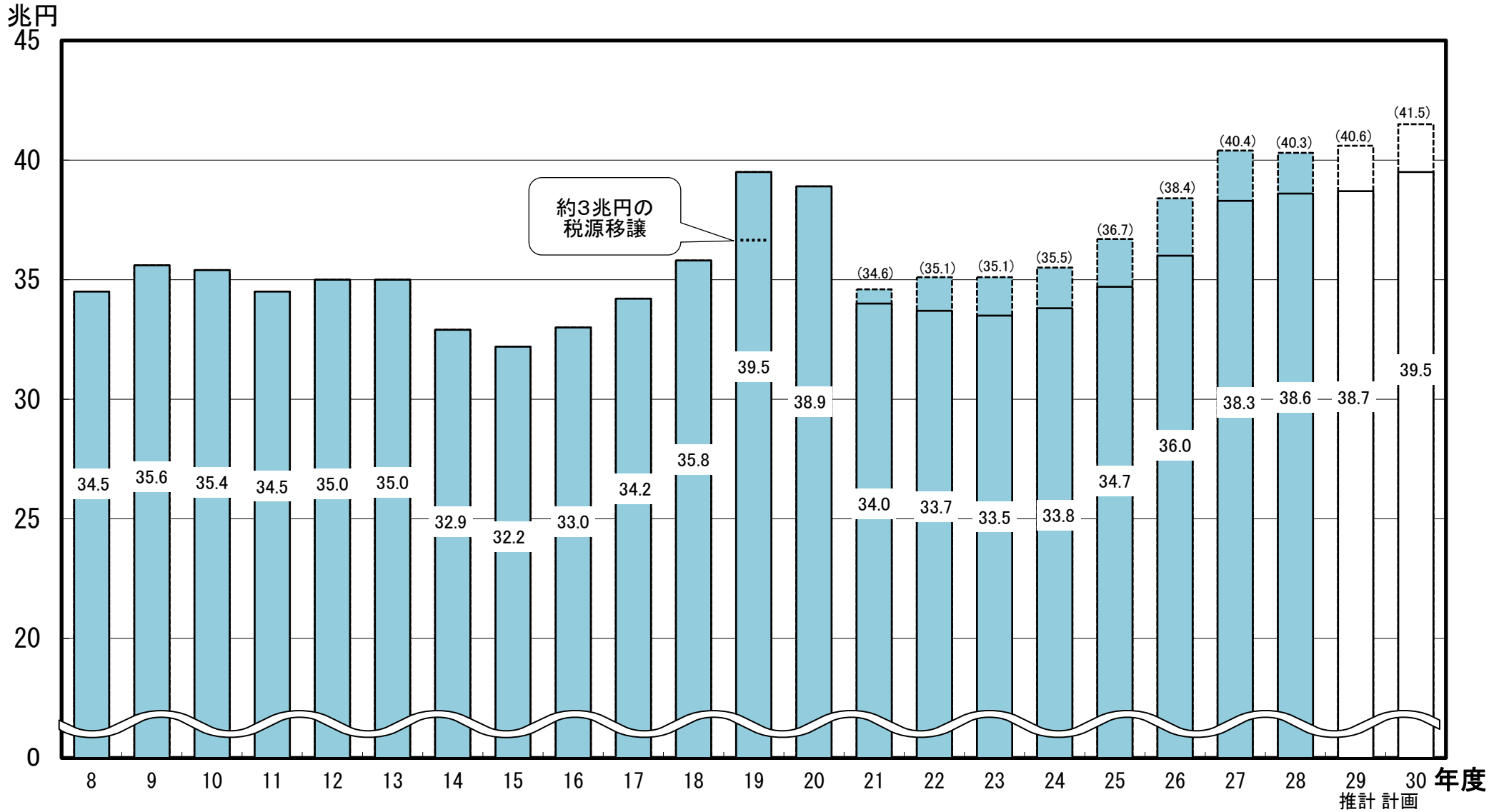
# 現行地方税制とこれまでの偏在是正の取組

# 国税・地方税の税収内訳（平成30年度予算・地方財政計画額）



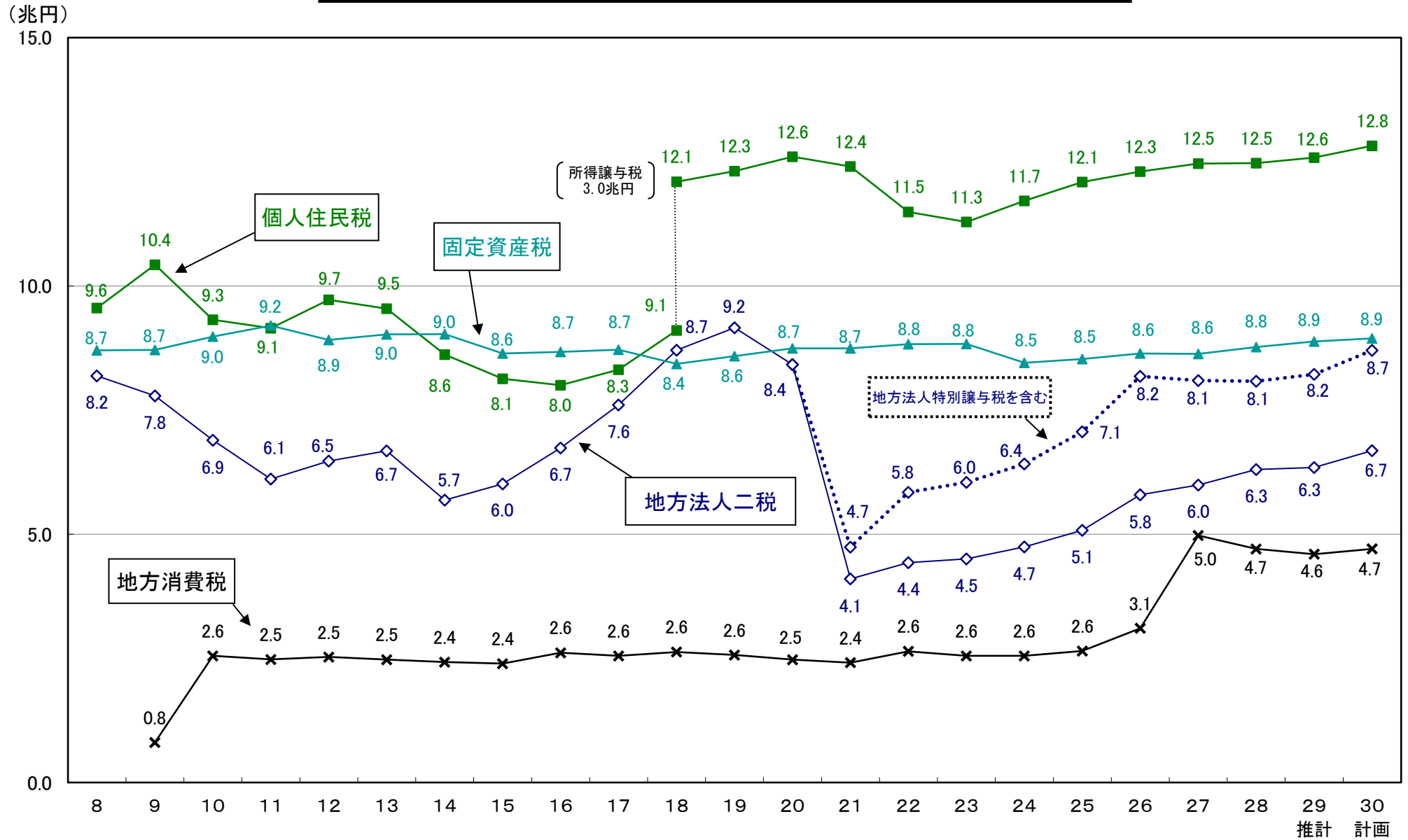
(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。  
 2 国税は予算額（特別会計を含む）、地方税は、超過課税及び法定外税等を含まない。  
 3 国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。  
 4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

## 地方税収の推移



- (注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。  
 2 平成28年度までは決算額、29年度は推計額 (H29.12時点)、30年度は地方財政計画額である。  
 3 括弧書きは、平成21年度以降、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を含めたものである。

# 主要税目（地方税）の税収の推移

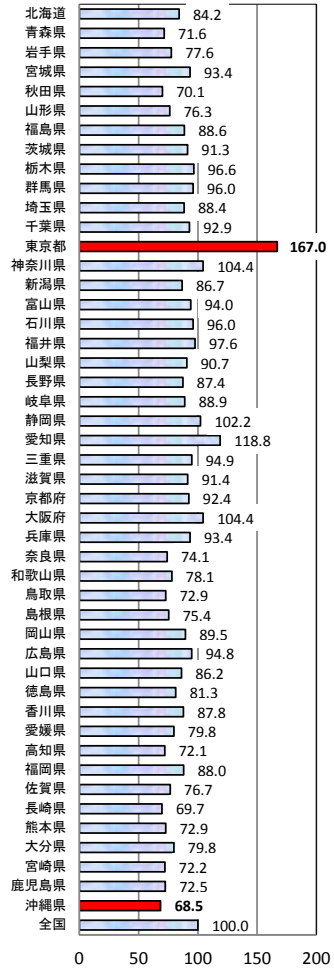


(注) 1 表中における計数は、超過課税を含まない。  
 2 平成28年度までは決算額、29年度は推計額 (H29.12時点)、30年度は地方財政計画額である。  
 3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。  
 (㉑) 0.6兆円、(㉒) 1.4兆円、(㉓) 1.5兆円、(㉔) 1.7兆円、(㉕) 2.0兆円、(㉖) 2.4兆円、(㉗) 2.1兆円、(㉘) 1.8兆円、(㉙) 1.9兆円、(㉚) 2.0兆円

# 人口一人当たりの税収額の指数(平成28年度決算額)

## 地方税計

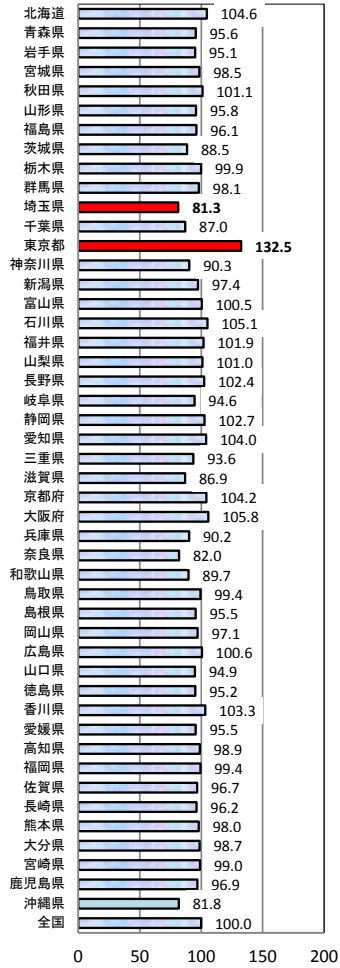
最大/最小:2.4倍



38.6兆円

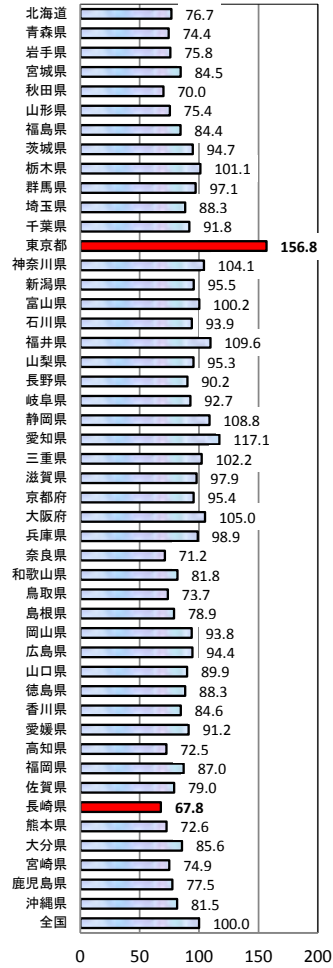
## 地方消費税(清算後)

最大/最小:1.6倍



## 固定資産税

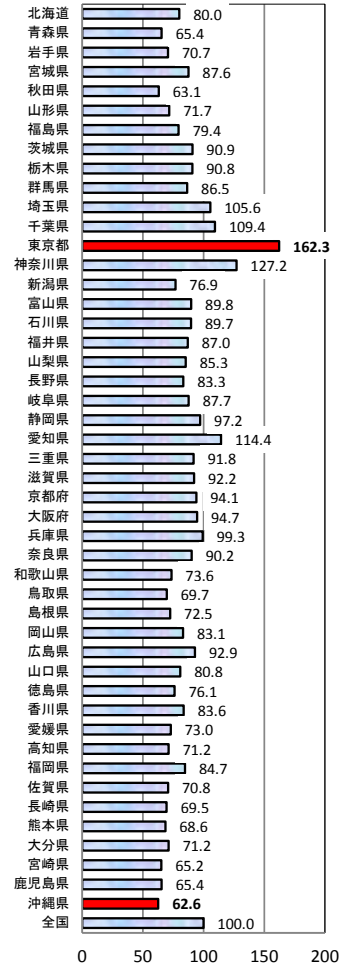
最大/最小:2.3倍



固定資産税  
8.9兆円

## 個人住民税

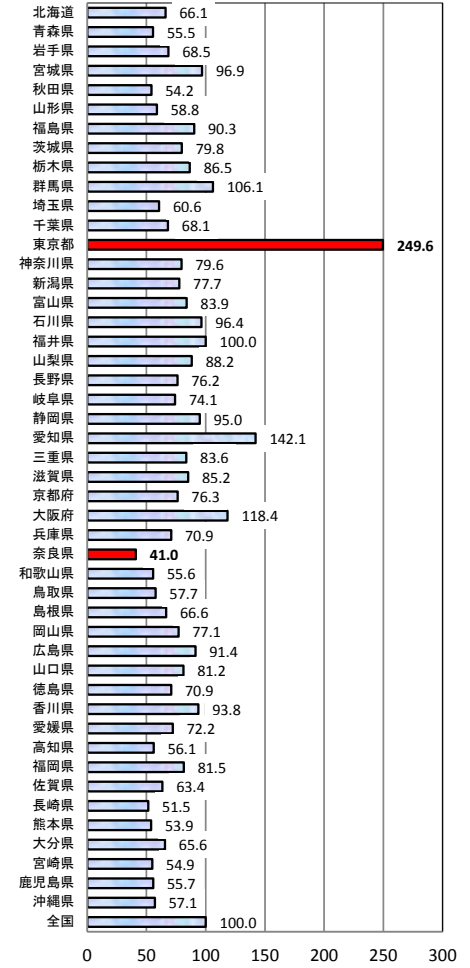
最大/最小:2.6倍



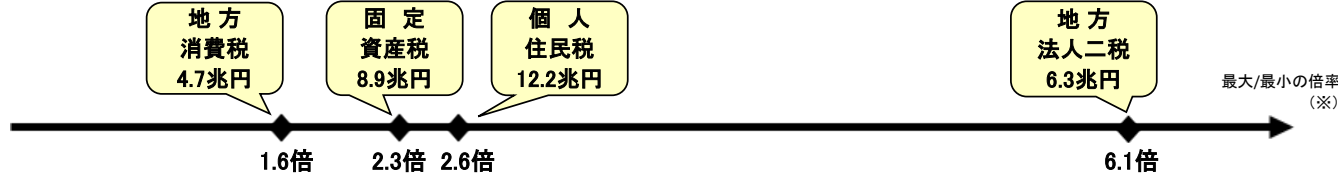
個人住民税  
12.2兆円

## 地方法人二税

最大/最小:6.1倍



地方法人二税  
6.3兆円



※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。  
 ※地方消費税については、平成28年度決算における清算前の税収を、平成28年度に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値である。

### 第4章 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

#### V 地方税財源の充実確保

##### 1. 地方税

##### (1) 地方税の充実確保

- 今後、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任をより拡充するとともに、住民の受益と負担の対応関係をより明確化するという観点から、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、中長期的に、国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、地方税の充実確保を図っていく必要がある。

この場合、生活者重視という時代の動向、所得・消費・資産等の間における均衡がとれた国・地方を通じる税体系のあり方等を踏まえつつ、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討していく必要がある。これらの検討と併せて、地方税と国庫補助負担金、地方交付税等とのあり方についても検討を加える必要がある。

# 地方税制の基本的考え方

## ○ 政府税制調査会答申『わが国税制の現状と課題』（抄）（平成12年7月）

第一 基本的考え方 四 税制の検討の視点 4. 地方分権と地方税財源の充実確保

(3) 地方税財源の充実確保についての基本的な考え方

地方公共団体は、地域の事情が様々に異なる中で、住民の生活に身近で基礎的な行政サービスを広く担う必要があり、安定的な財政基盤を確立するためには、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系が必要です。

## ○ 政府税制調査会答申『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』（抄）（平成19年11月）

第1 総論 [Ⅱ] 抜本的な税制改革の視点とその具体的方向性

(前略) こうした地方分権の観点から、国・地方の財政状況、国・地方の税体系のあり方等を考えながら、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築し、地方税の充実確保を図ることが重要である。

## ○ 税制抜本改革法（抄）（平成24年8月22日法律第68号）

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条

五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

## ○ 平成28年度与党税制改正大綱（抄）（平成27年12月16日）

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

地方分権の更なる推進とその基盤となる地方税財源の充実確保を図るとともに、地方法人課税のあり方の見直し等を通じて、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進める。



## 偏在是正に関連する主な税制改正

平成  
9年度

- 消費税率引上げ（3%→5%）
- ・ 地方消費税の創設 ※消費譲与税を廃止

16～19年度

- 三位一体の改革
- ・ 3兆円の税源移譲（所得税→個人住民税） ※平成16～18年度は所得譲与税
  - ・ 個人住民税所得割の10%比例税率化

20年度

- 地域間の財政力格差拡大への対応
- ・ 地方法人特別税・譲与税制度の創設（法人事業税を一部国税化）

26年度

- 消費税率引上げ（5%→8%）
- ・ 法人住民税法人税割の一部交付税原資化
  - ・ 地方法人特別税・譲与税の規模を2/3に縮小（法人事業税への一部復元）

31年度

- 消費税率引上げ（8%→10%）
- ・ 法人住民税法人税割の更なる交付税原資化
  - ・ 地方法人特別税・譲与税の廃止（法人事業税への復元）

# 地方消費税の創設・拡充

「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」(抄)(平成12年7月14日 政府税制調査会)

## 第二 個別税目の現状と課題

### 三 消費課税

#### 5. 地方消費税

##### (4) 今後のあり方

地方消費税は、清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、また、安定性にも富んでおり、地方分権の推進や少子・高齢化の進展等に伴う幅広い行政需要を賄う税として、重要な役割を果たしています。

…(中略)…

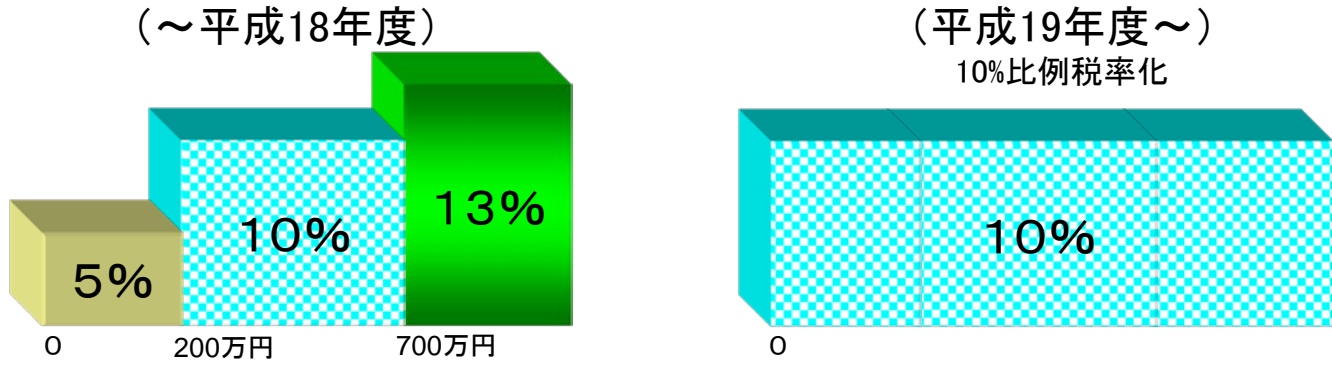
また、地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のために創設されたものであり、福祉・教育など幅広い行政需要を賄う税として、今後、その役割がますます重要なものになっていくと考えられます。

#### <消費税率(国・地方)>

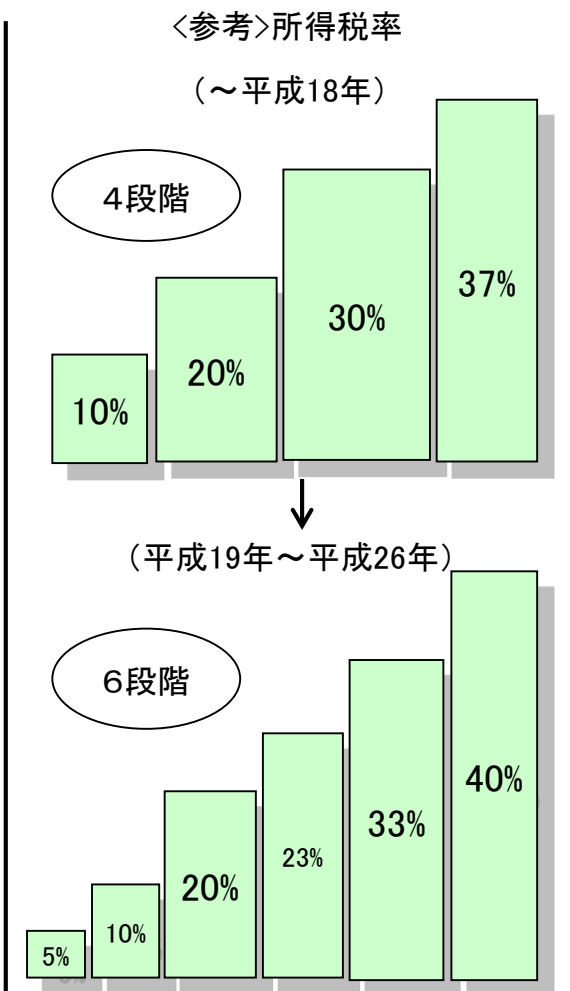
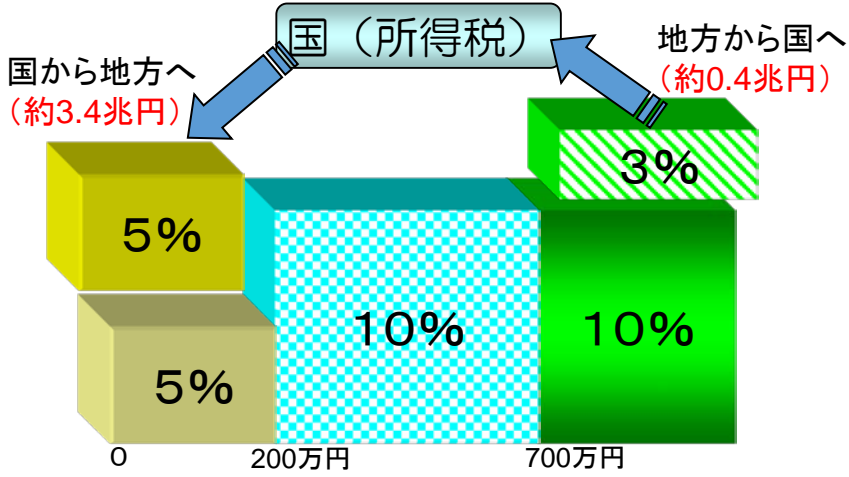
	平成9年度(創設)	平成26年度～	平成31年10月～	
			標準税率	軽減税率
消費税+地方消費税	5%	8%	10%	8%
消費税	4%	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税 (※消費税率換算)	1%	1.7%	2.2%	1.76%
地方消費税率	100分の25	63分の17	78分の22	

# 個人住民税所得割の10%比例税率化

- 個人住民税については、応益性や偏在度縮小の観点から、10%比例税率化。
- 個人住民税の税率13%→10%の減収影響は、高額所得者が多い団体に大きく作用する一方、5%→10%の増収影響は全ての納税者に発生し、全ての団体に作用することから、税収の偏在是正効果が得られる。



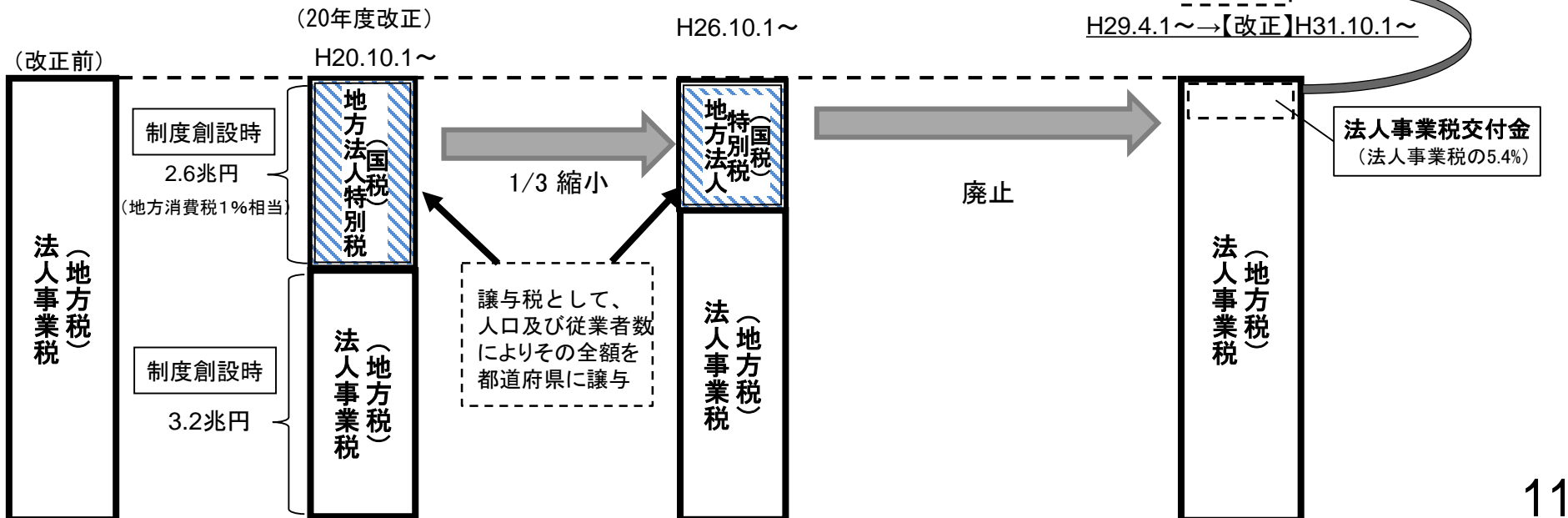
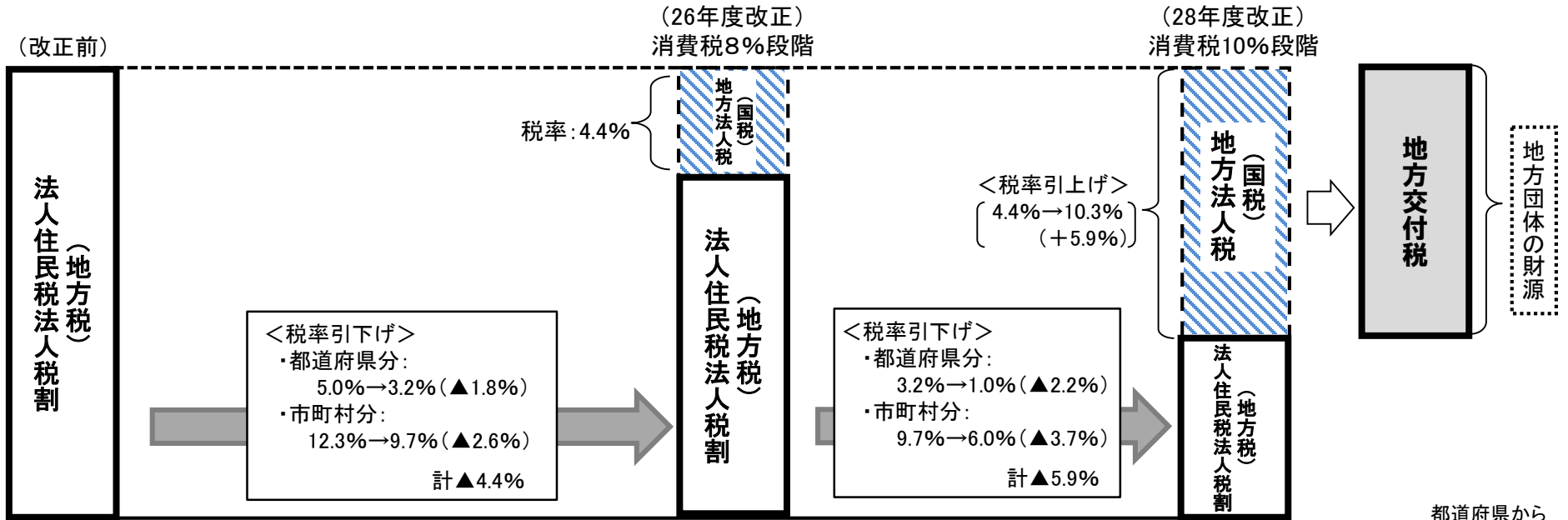
**国から地方への  
税源移譲 (3兆円)**



- 個人住民税は5%、10%、13%の累進税率から、10%比例税率化
- 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%

(注) 平成27年分以後の所得税から税率45%を加えた7段階となる 10

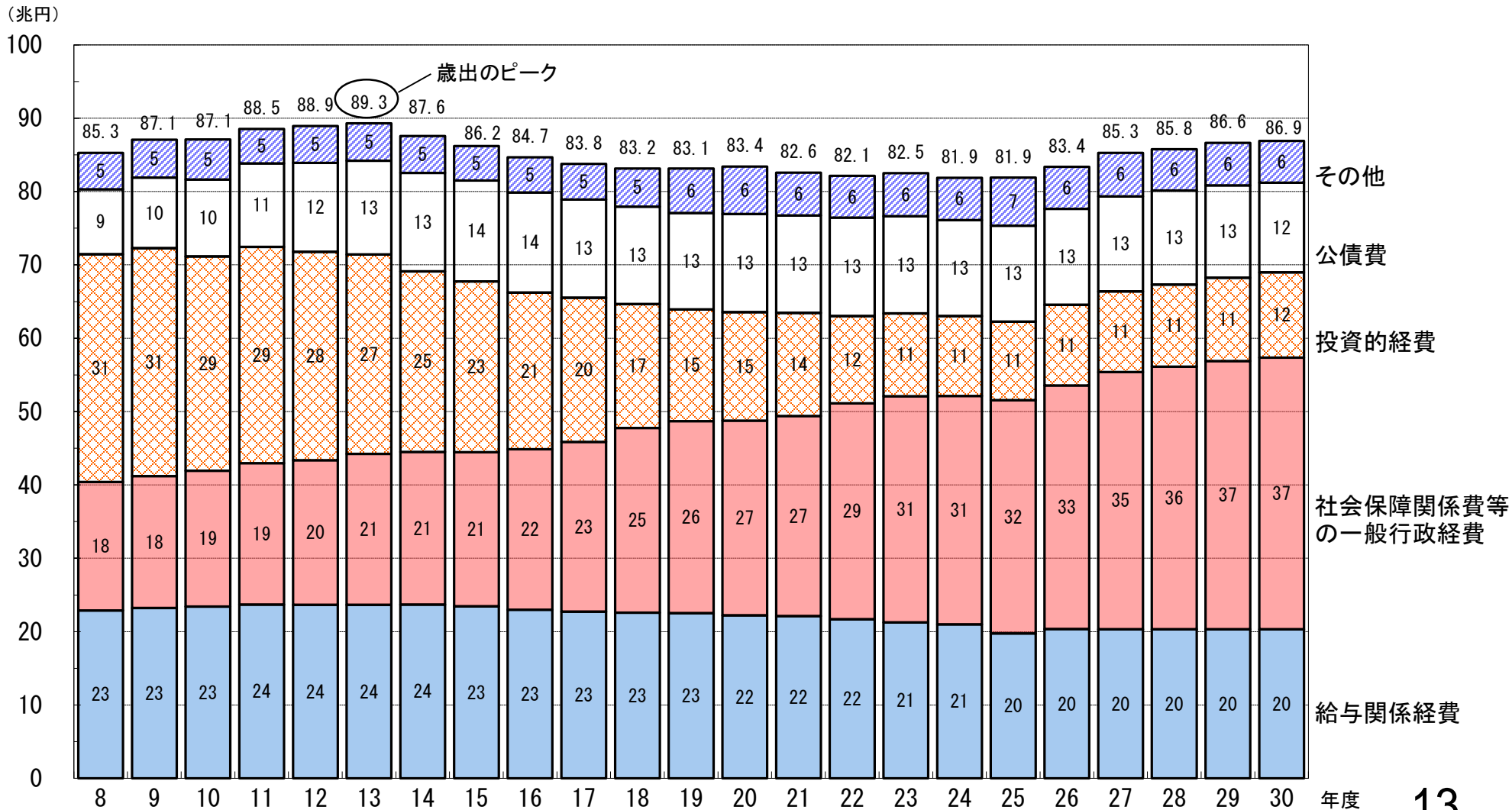
# 消費税率の引上げと地方法人課税の偏在是正



# 地方税財政の状況等

# 地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



# 平成30年度地方財政収支

(単位:兆円)

<b>歳出</b> <b>86.9兆円</b> (+0.3兆円)	<b>給与関係経費</b> 20.3 (▲0.0)	<b>一般行政経費</b> 37.1 (+0.5) (うち まち・ひと・しごと創生事業費 1.0(同額) うち 重点課題対応分 0.3(同額))	<b>投資的経費</b> 11.6 (+0.3)	<b>公債費</b> 12.2 (▲0.4)	<b>その他</b> 5.7 (+0.1)

<b>歳入</b> <b>86.9兆円</b> (+0.3兆円)	<b>国庫支出金</b> 13.7 (+0.1)	<b>地方債等</b> <sup>※2</sup> 10.3 (+0.1)	<b>地方税・地方譲与税等</b> 42.1 (+0.4)	<b>地方交付税</b> (法定率分等) 14.6 (+0.4)	<b>財源不足</b> 6.2 (▲0.8)

※1 ( )内は平成29年度当初からの増減額

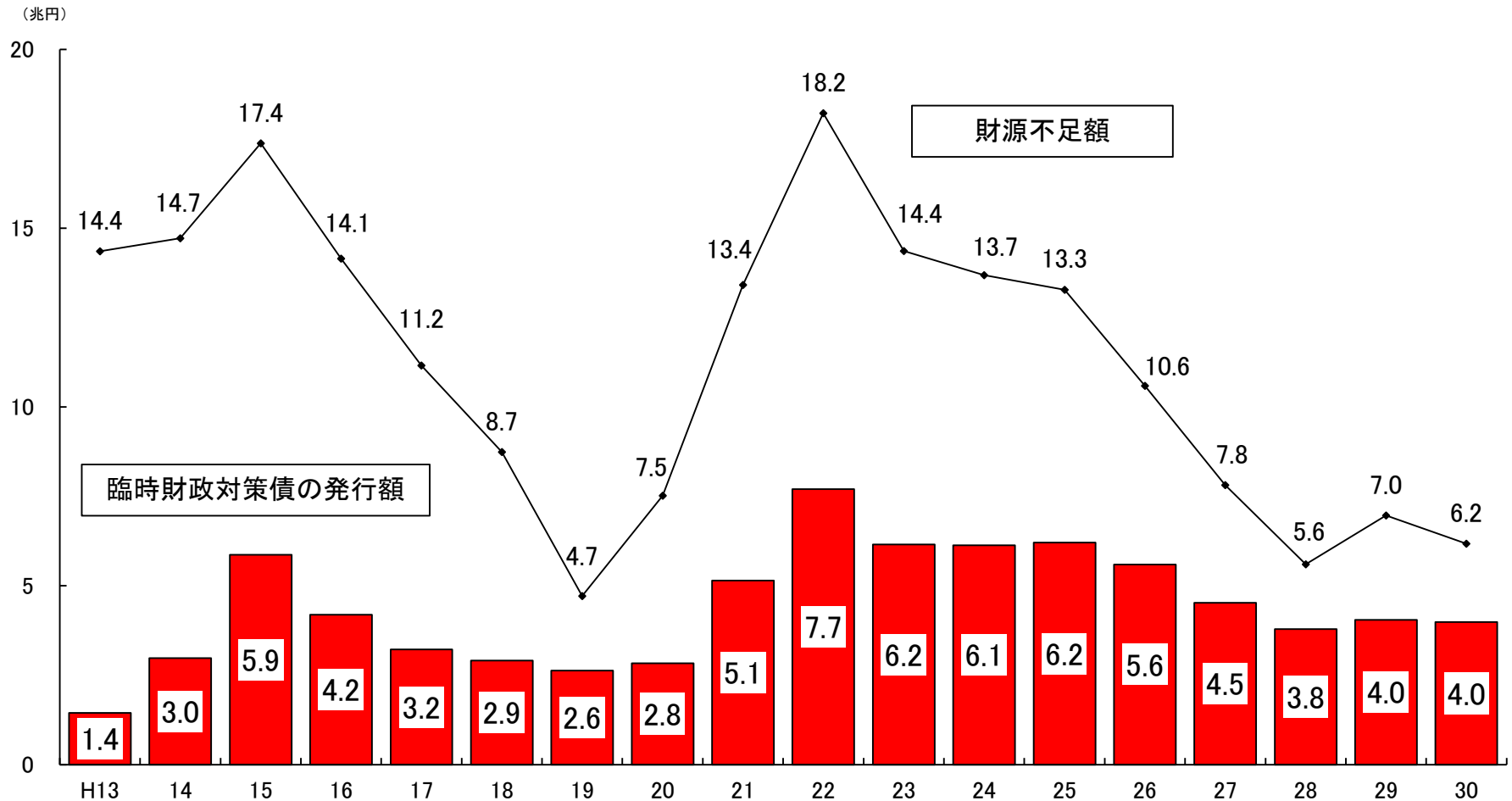
※2 財源対策債を除く

<参考> 折半対象財源不足額 ③0.3兆円(▲1.0兆円)

臨時財政対策債発行額 ③4.0兆円(▲0.1兆円)

# 地方財政の財源不足の状況

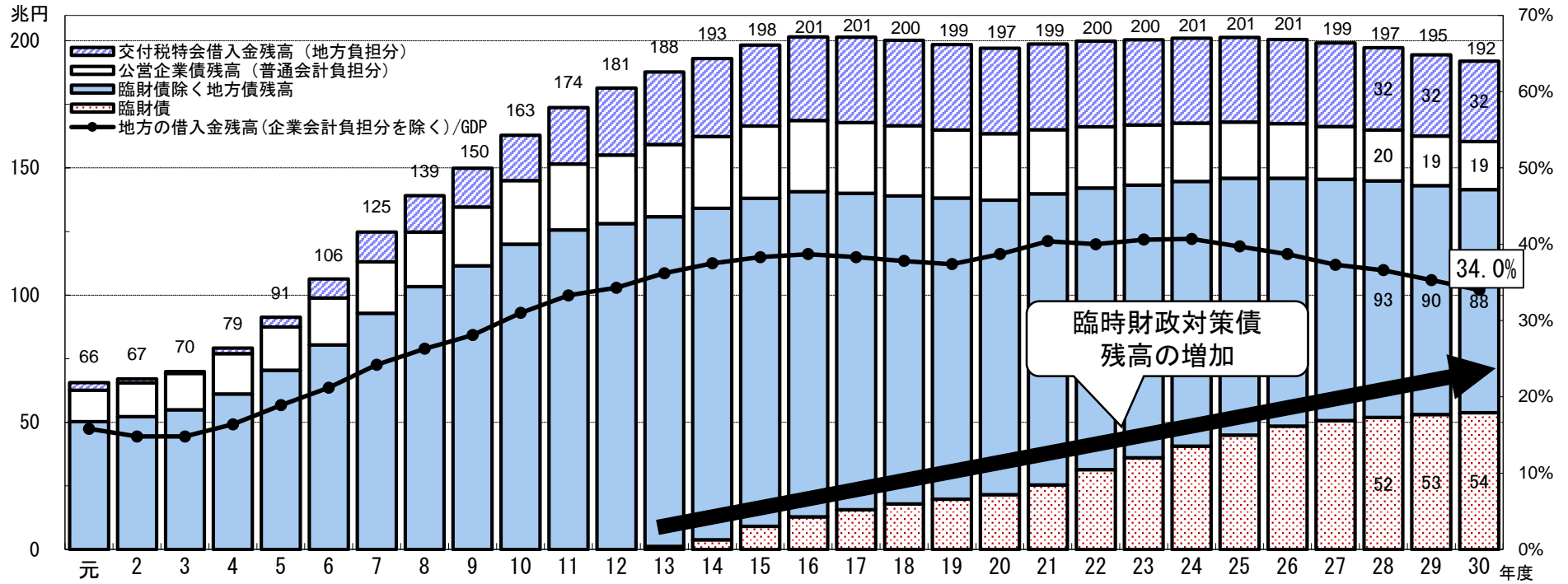
- 近年の地方財政の状況は、厳しい歳出抑制を行ってもなお、継続して巨額の財源不足が生じている。
- 臨時財政対策債は、地方の財源不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行する地方債（赤字地方債）であり、平成13年度以降発行が続いている状況。





# 地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政の借入金残高は、近年200兆円前後で推移する中で、臨時財政対策債の残高が増加。



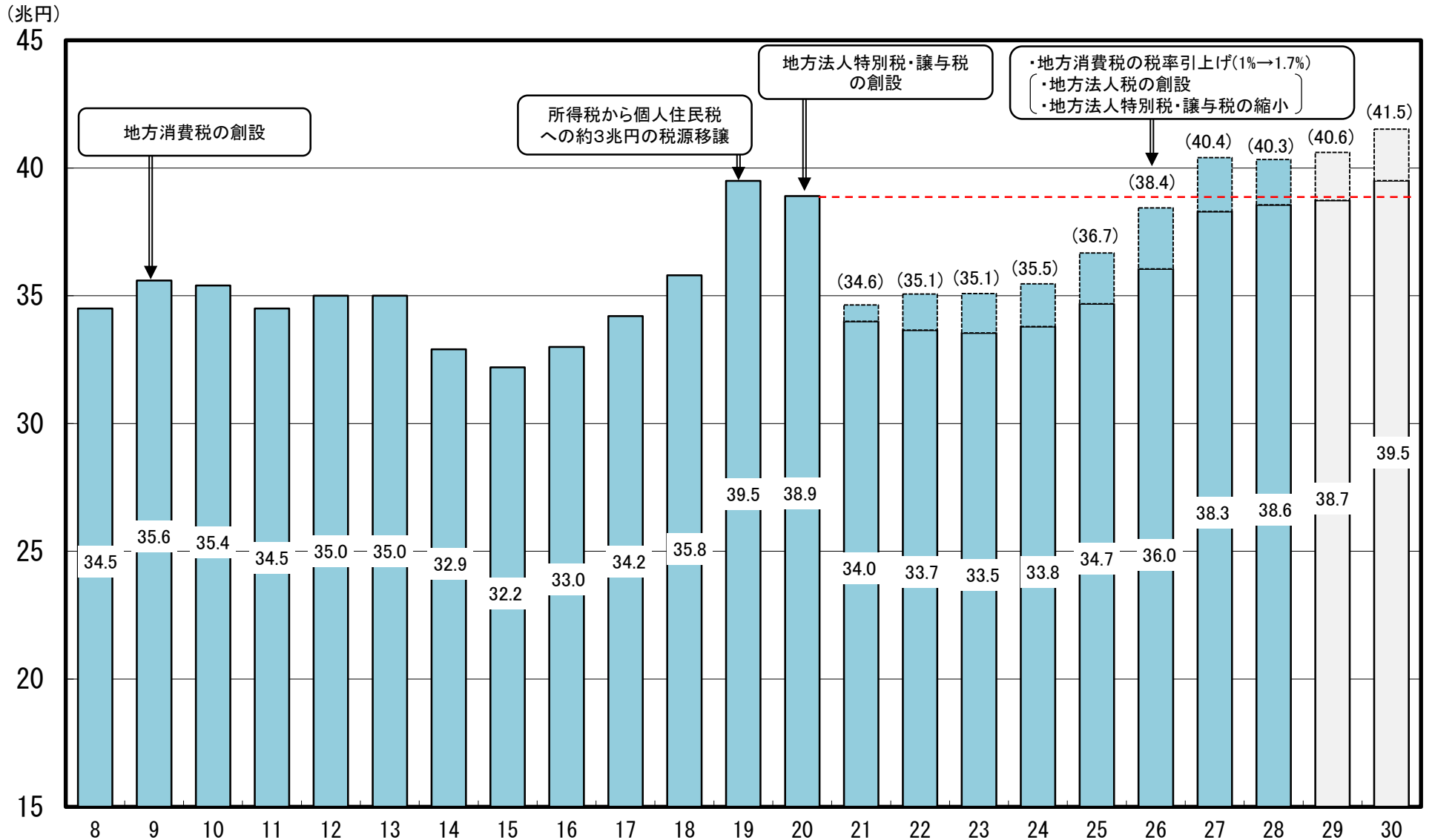
※1 地方の借入金残高は、平成28年度までは決算ベース、平成29年度・平成30年度は実績見込み。  
 ※2 GDPは、平成28年度までは実績値、平成29年度は実績見込み、平成30年度は政府見通しによる。  
 ※3 表示未満は四捨五入をしている。

## 臨時財政対策債に関する地方団体からの要望

「平成30年度地方財政対策等についての共同声明」(抄)(平成29年12月22日 地方六団体)

**今後も臨時財政対策債の残高の増加が見込まれることから、地方交付税法の本来の姿に立ち戻り、地方交付税の法定率の引上げや臨時財政対策債の廃止など特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指していただきたい。**

# 地方税収の推移



(注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。  
 2 平成28年度までは決算額、29年度は推計額、30年度は地方財政計画額である。  
 3 括弧書きは、平成21年度以降、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を含めたものである。

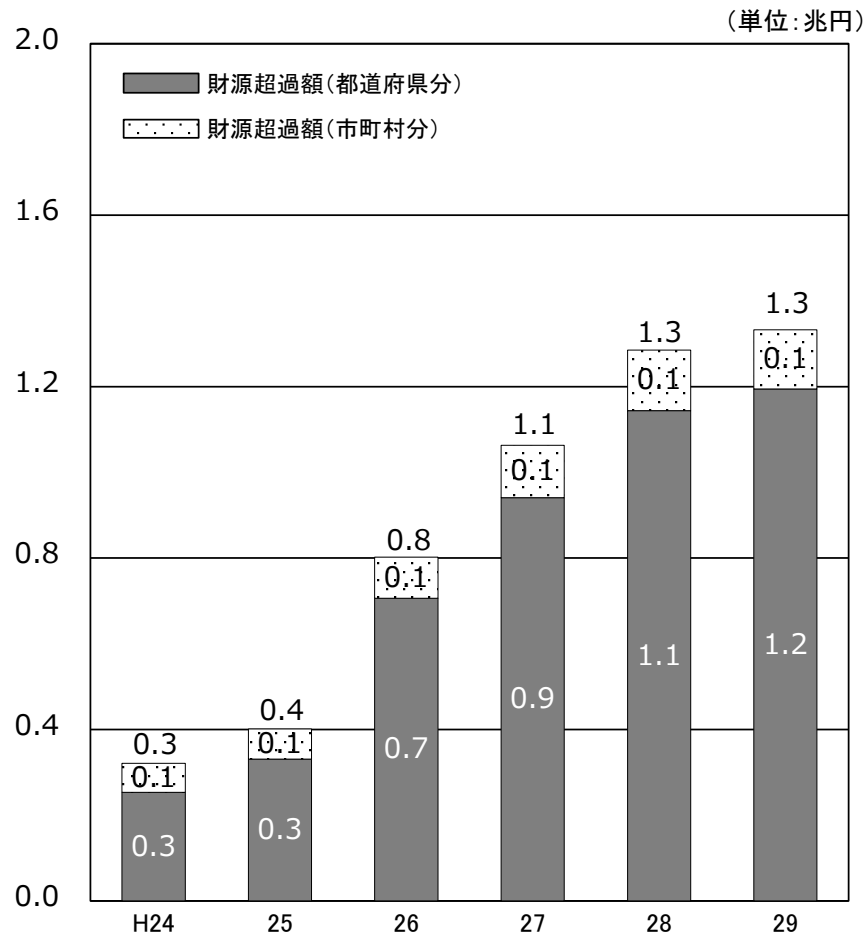
(推計) (地財)

# 不交付団体の財源超過額及び基金残高の推移

## 【財源超過額の推移】

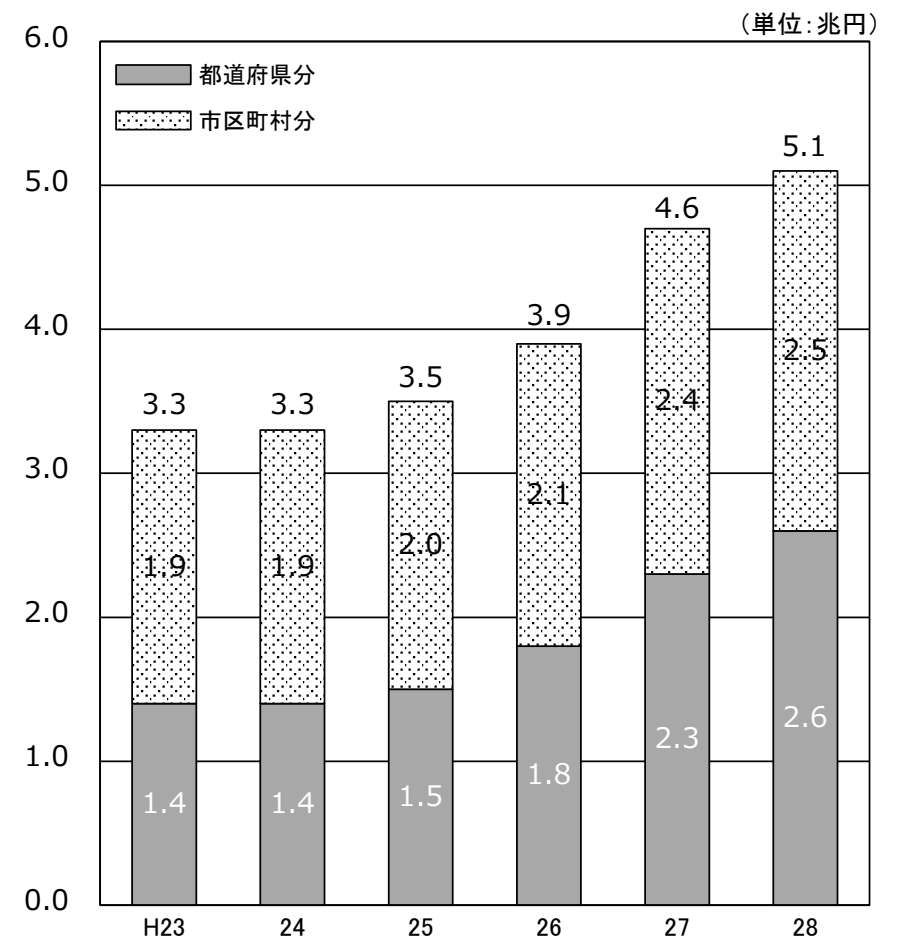
〔財源超過額〕

普通交付税の算定における基準財政収入額が基準財政需要額を超える額



- ※1: 財源超過額は、臨時財政対策債発行可能額振替後の数値であり、一本算定ベースである。
- ※2: 平成28年度以前は再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成29年度は当初算定の数値である。
- ※3: 特別区の財源超過額については、都区合算により、東京都分として計上している。
- ※4: 上記の計数は、表示桁数未満四捨五入による。

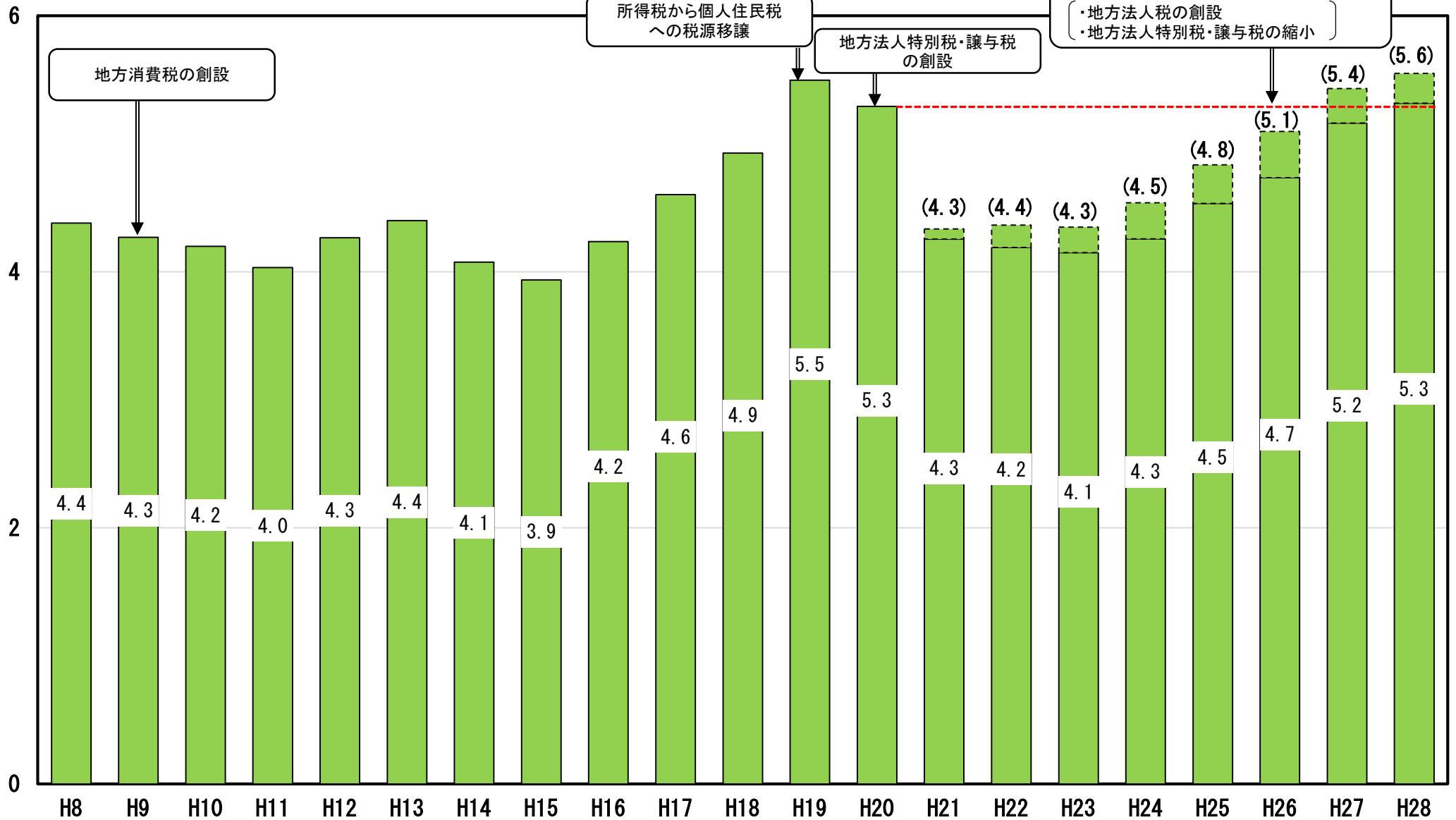
## 【基金残高の推移】



- ※1: 各年度とも、平成28年度普通交付税算定における不交付団体の基金残高である。
- ※2: 基金残高は、財政調整基金及び特定目的基金の合計額である。ただし、東日本大震災分及び平成28年熊本地震分を含まない。
- ※3: 上記の計数は、表示桁数未満四捨五入による。

# <参考> 不交付団体の税收推移(東京都)

(兆円)



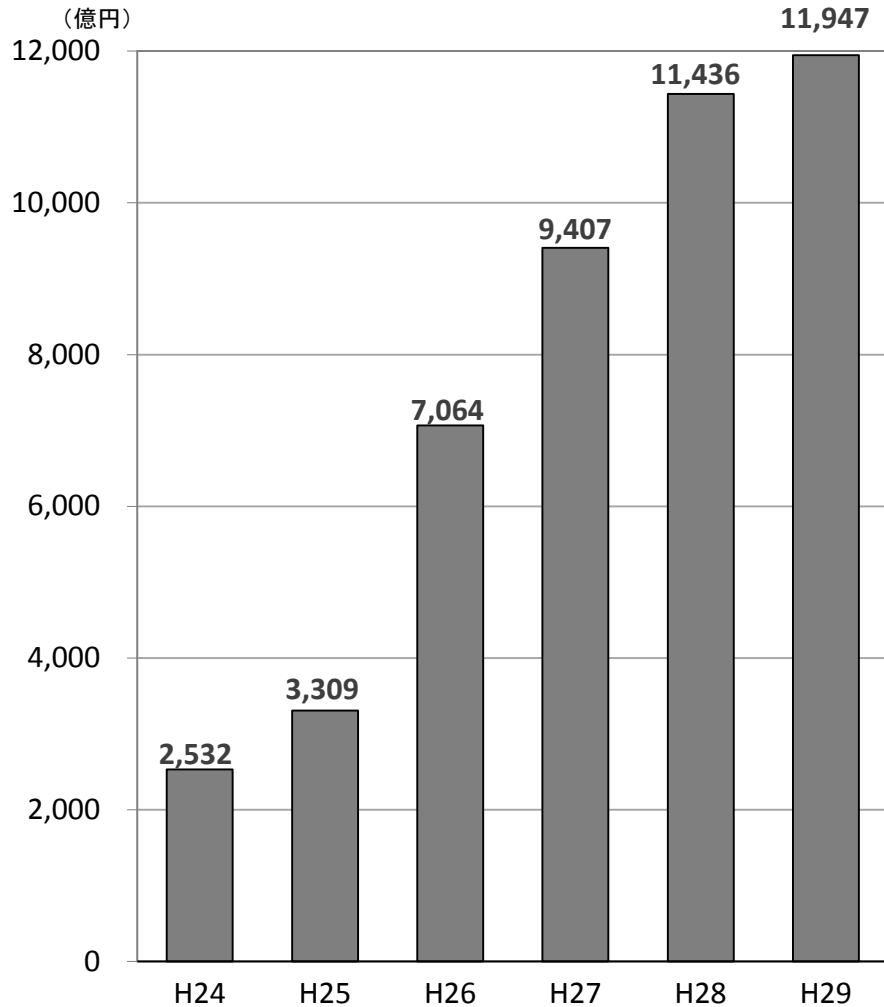
- (注) 1 都が特別区において都税として徴収する市町村税相当額を含む。  
 2 超過課税及び法定外税を含む。  
 3 各年度とも決算額である。  
 4 括弧書きは、平成21年度以降、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を含めたものである。

# ＜参考＞不交付団体の財源超過額、基金残高の推移(東京都)

## ＜東京都の財源超過額の推移＞

〔財源超過額〕

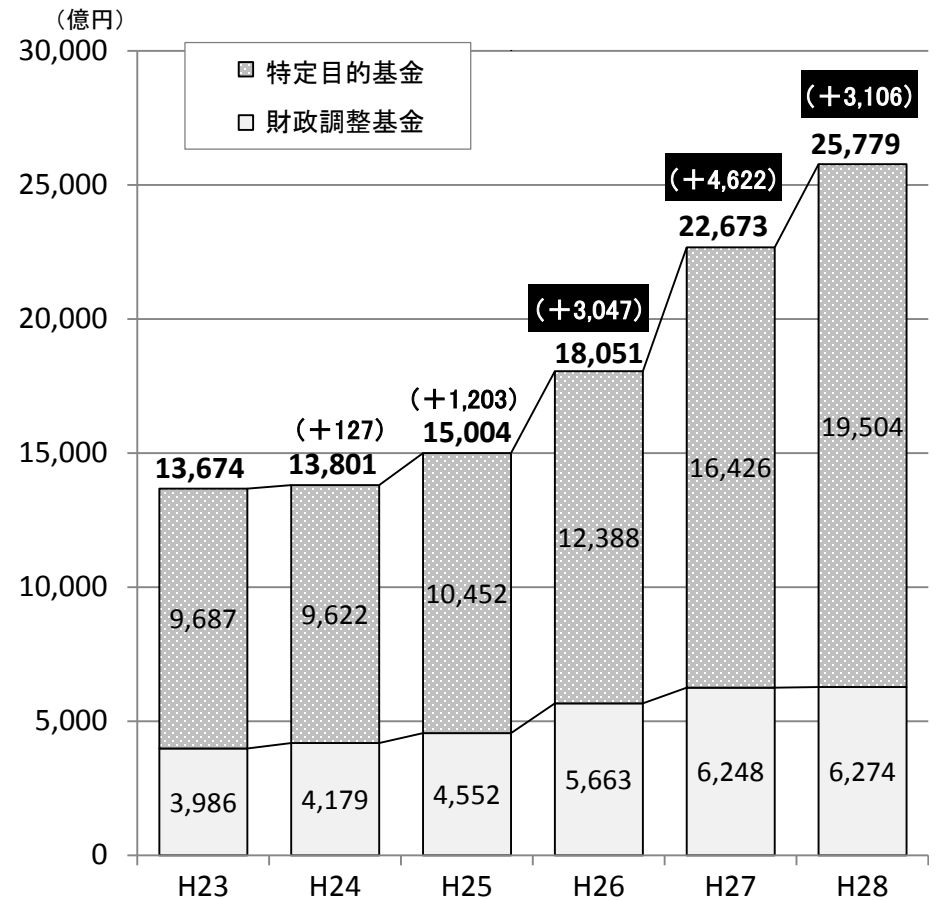
普通交付税の算定における基準財政収入額が基準財政需要額を超える額



## ＜東京都の基金残高の推移＞

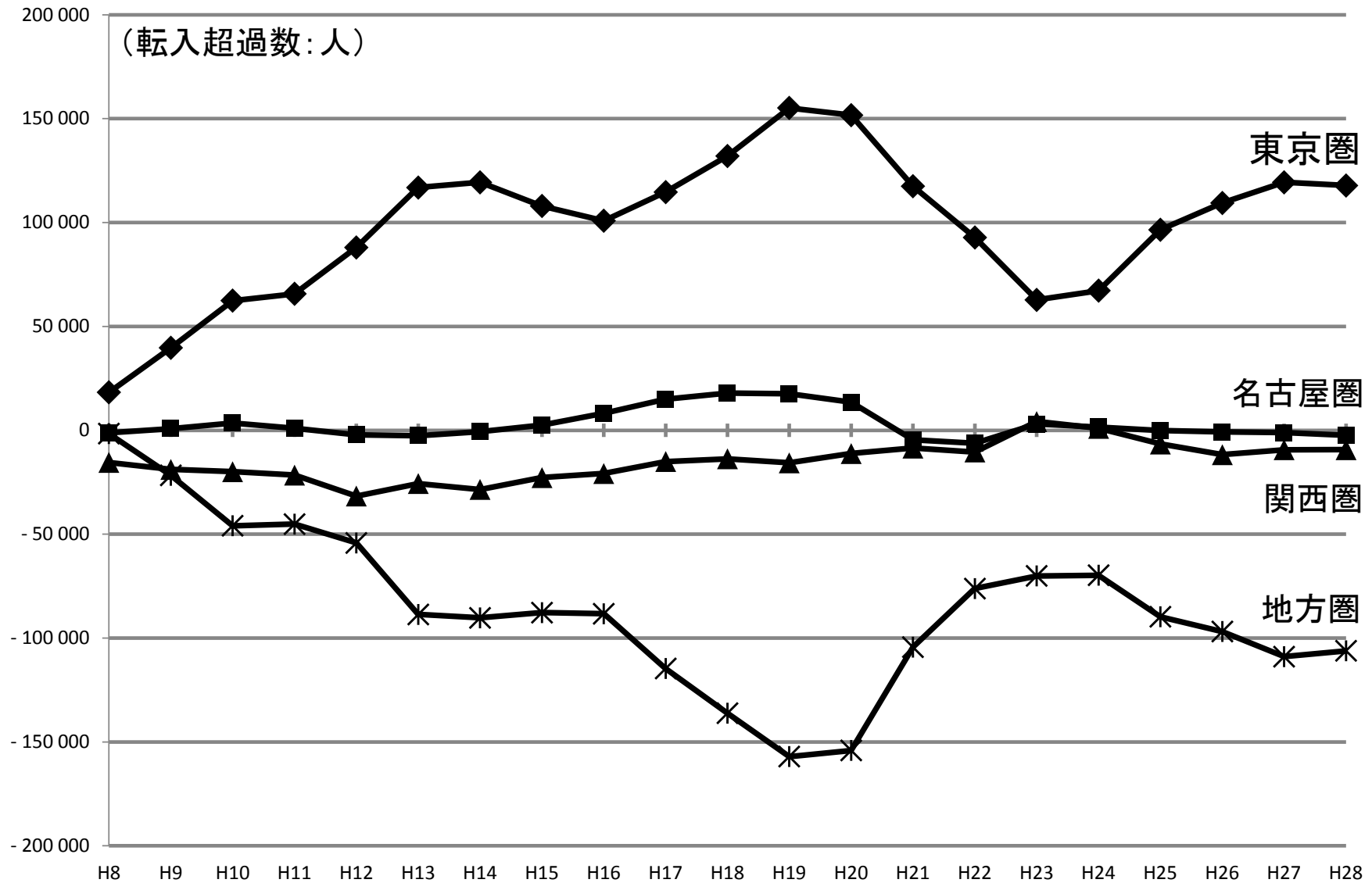
○基金残高増加の主な理由

H25→H26	社会資本等整備基金の積立 防災街づくり基金の新設	+1,139億円 +1,000億円
H26→H27	防災街づくり基金の積立 人に優しく快適な街づくり基金等(6基金)の新設	+2,000億円 +1,780億円
H27→H28	福祉先進都市実現基金の積立 無電柱化推進基金の積立	+2,014億円 +700億円



※ 東京都にあつては、地方交付税法第21条の規定により都及び特別区の基準財政需要額、基準財政収入額をそれぞれ合算して算定。

# 人口の転入超過数

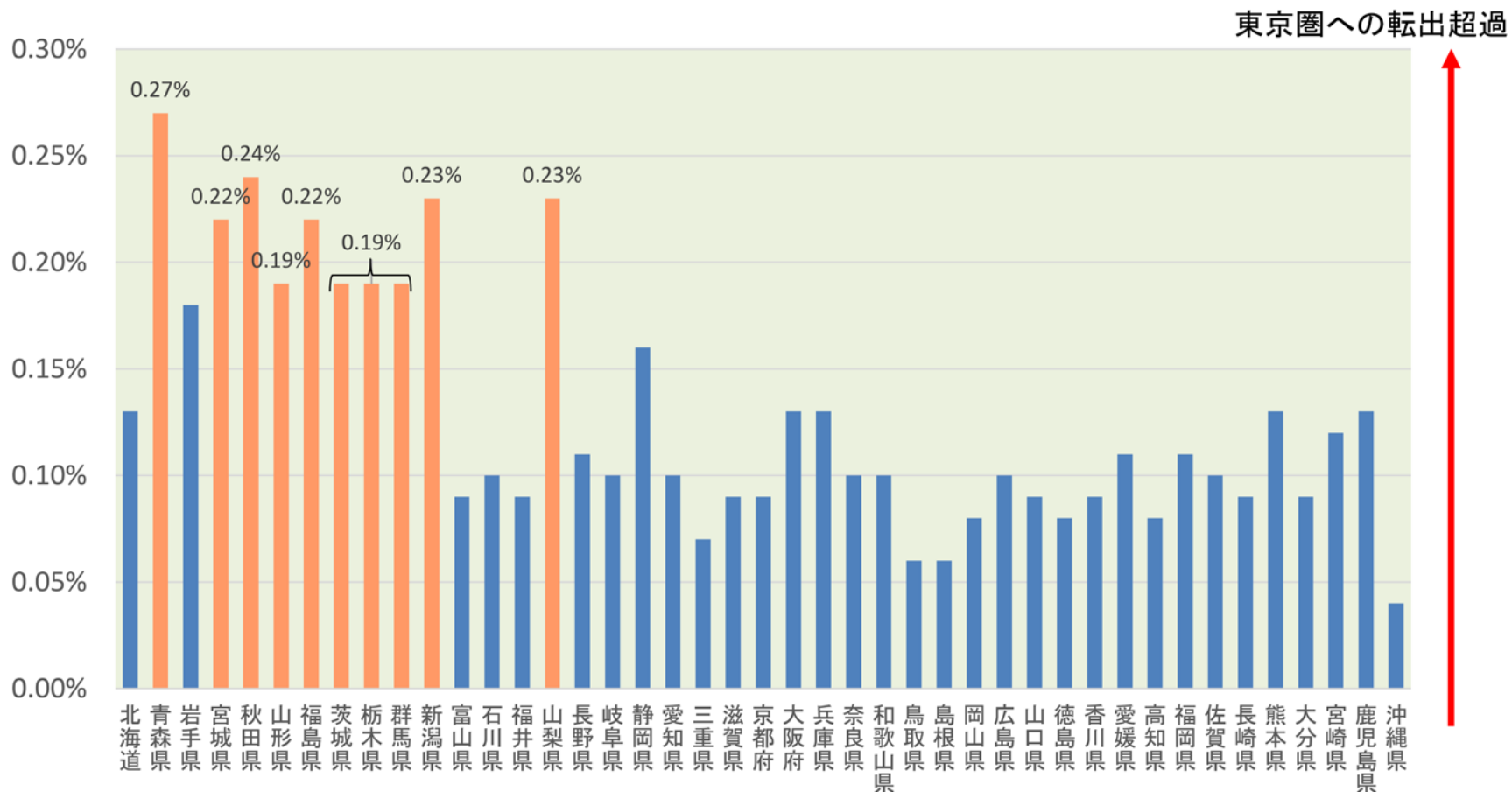


(出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

東京圏:東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県  
 名古屋圏:愛知県、岐阜県、三重県  
 関西圏:大阪府、京都府、兵庫県、奈良県  
 地方圏:上記以外の道県

## 道府県別 東京圏への転出超過の割合（転出超過数/道府県人口）（2016年）

○ 各道府県人口に占める東京圏への転出超過数の割合が多い上位10道府県は、青森県(0.27%)、秋田県(0.24%)、新潟県(0.23%)、山梨県(0.23%)、宮城県(0.22%)、山形県(0.19%)、茨城県(0.19%)、栃木県(0.19%)、群馬県(0.19%)の順。(その後、岩手県、静岡県、兵庫県、北海道、大阪府と続く。)



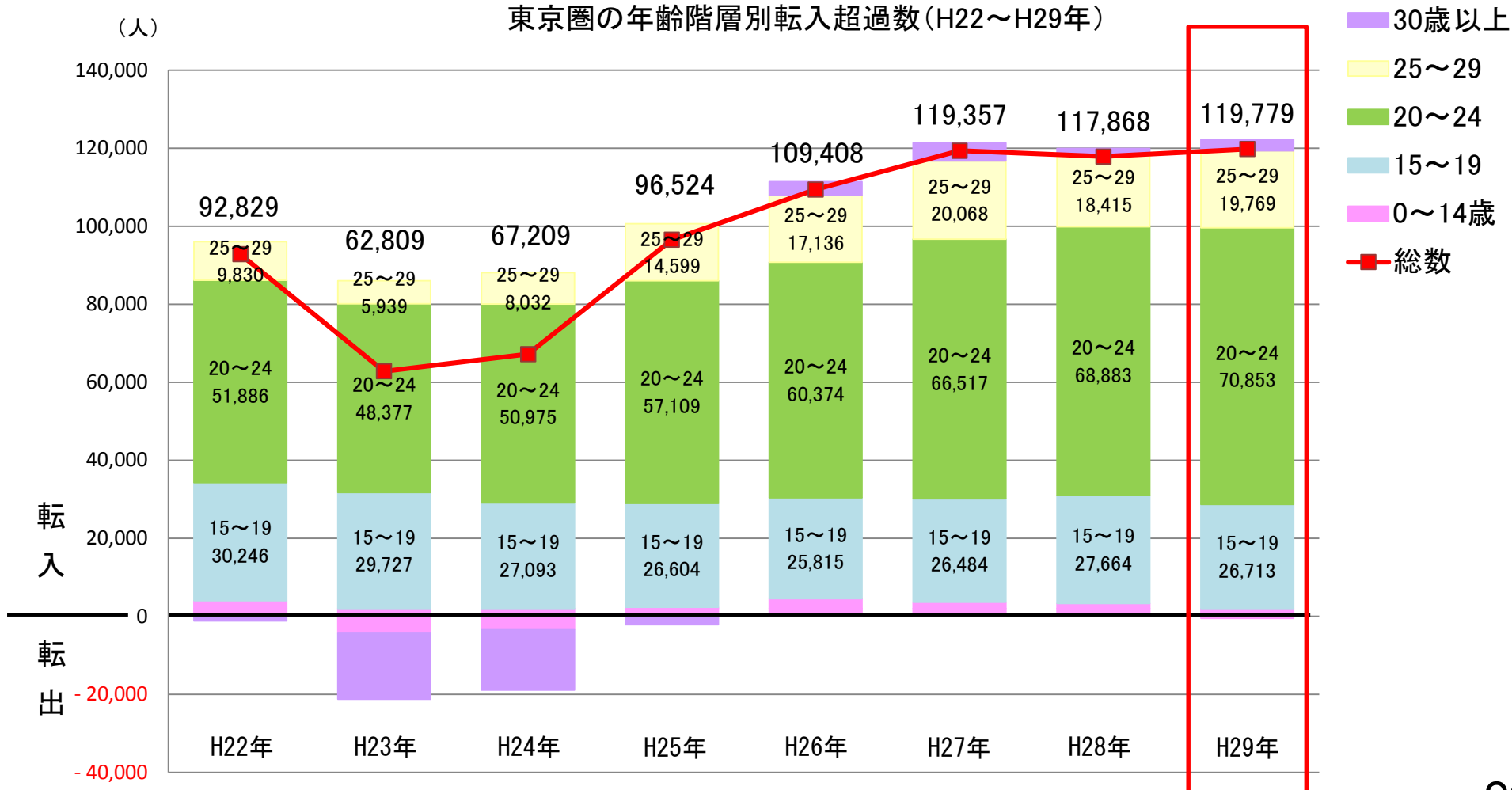
転出超過数：総務省「住民基本台帳人口移動報告」(2016年)

人口数値：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(2016年1月1日現在)

# 東京圏への転入超過

○ 東京圏への転入超過数の大半は20～24歳、15～19歳が占めており、大卒後就職時、大学進学時の転入が要因として考えられる。

東京圏の年齢階層別転入超過数(H22～H29年)



(出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告」



# まち・ひと・しごと創生長期ビジョン

(平成26年12月27日閣議決定)

## Ⅲ. 目指すべき将来の方向

### 2. 地方創生がもたらす日本社会の姿(抄)

地方創生は、地方と東京圏を対立構造とみる「地方VS 東京圏」では決してない。東京圏への人口流入の問題は、地方にとどまるものではない。少子化の問題を見ても、若い世代がこのまま東京圏へ流入し続けるならば、子育て支援サービスの不足が続くおそれもあり、また過酷な通勤環境や厳しい住環境は、子育てと就労の両立の実現を程遠いものとするおそれがある。高齢化の問題も深刻である。東京圏の人口集中・過密化の是正は、こうした東京圏が抱える課題の解決にもつながるものである。東京圏の動向は日本全体の行く末に決定的な影響を与えるだけに、東京圏の人口集中の是正は国家的な課題であると言える。

# まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)

(平成28年12月22日閣議決定)

## I. 基本的な考え方

### 2. 人口減少と地域経済縮小の克服

経済の好循環が地方において実現しなければ、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラル(悪循環の連鎖)に陥るリスクが高い。そして、このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退し、競争力が弱まることは必至である。

## 地方団体の意見

### ○ 全国知事会会長「地方自治法施行七十周年記念式典決意表明」(抜粋) (平成29年11月20日)

もう一つは、地方公共団体は地方自治の歴史とその責務の重さを自覚し、全ての公共団体が連携、共同して共生社会を作り上げるべきという決意です。自治は、一人では為し得ません。多くの人が相手を思いやって支え合って初めて実現されるものです。ならば、地方公共団体も自治の担い手として、都市も地方も、大きな地方公共団体も小さな地方公共団体も支え合い連携を強めてこそ、真の地方自治が実現できると考えます。

### ○ 全国市長会「地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議」(抜粋) (平成29年11月16日)

我々都市自治体は、かねてより地域の実情に応じた少子化対策や地域活性化策を実施し、主体的に人口減少対策に取り組んできており、また、近年ではそれぞれの地方版総合戦略等に基づき、地方の創意工夫を活かした施策に鋭意取り組んでいるところである。

しかしながら、少子高齢化の進行や人口減少の傾向に大きな変化はなく、東京一極集中の流れは依然として歯止めがかからない状況であり、この流れを変えることが急務となっている。

地方創生への対応は、個々の自治体や一地方だけでは限界があり、国・都道府県・市町村等がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、相互に連携を図りながら、様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

# 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

## 平成30年度税制改正大綱(抜粋)

平成29年12月14日  
自由民主党  
公明党

少子高齢化が加速する中、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを地方公共団体が安定的に提供していくための基盤として、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することはますます重要性を増している。こうした観点から、消費税率引上げに併せ、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を段階的に進めるなど、地方税源の偏在是正に取り組んできたところである。

近年、経済再生への取組みにより地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向にある。地方交付税の不交付団体においては、財源超過額が拡大し、その基金残高も大きく増加している。一方、交付団体においては、臨時財政対策債の残高が累増するなど、厳しい財政運営が続いている状況にある。

地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するためには、税源の豊かな地方公共団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方においていきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このためには、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、新たに抜本的な取組みが必要である。

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

## 第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方

### 4 偏在性が小さく税収の安定的な地方税体系

地域間の財政力格差が拡大することは、国民間の生活環境や教育・人材育成等における格差の問題を増幅させるほか、人口減少問題や、農地・森林等の国土の適切な管理・利用に係る問題を拡大させることにつながる。税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地域間の財政力格差を縮小していくことは、ますます重要性を増している。こうした望ましい地方税体系の確立に向けた一層の取組が求められる。

## 第二 平成30年度地方税制改正等への対応

### 5 地方法人課税

地方税源の偏在是正については、消費税率8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率の引下げに併せて、地方法人税の創設及びその税収全額を交付税原資化する措置が講じられたところである。

消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の更なる交付税原資化を行うこととされており、着実に実施すべきである。

地方法人課税は、税収の年度間の変動が大きく、偏在度も高いことから、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築のためには、更に適切な措置について、今後、検討することも必要である。

# 参 考 资 料

# 法人課税の概要

<b>法人税</b> (国) 12.2兆円	※ 税収の33.1%は地方交付税の原資	所得	×	税率 <b>23.2%</b>	=	法人税額
<b>地方法人税</b> (国) 0.7兆円	※ 税収の全額が地方交付税の原資 法人住民税法人税割の一部を国税化したもの	法人税額	×	<b>4.4%</b> (31~10.3%)		

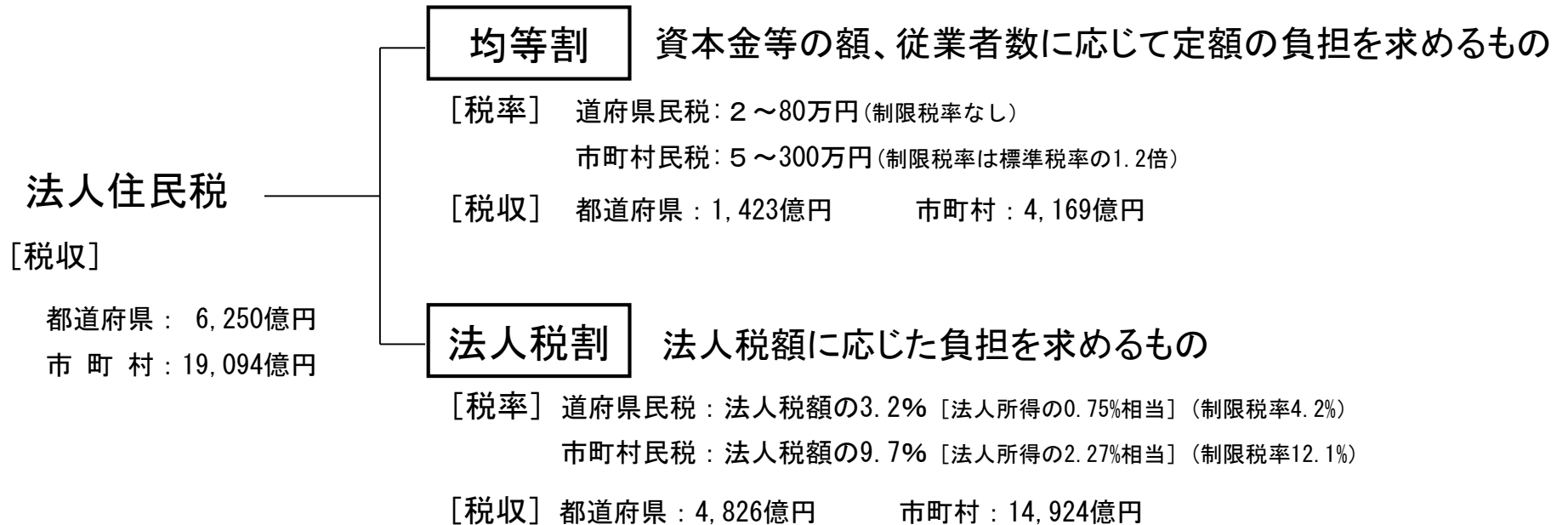
<b>法人住民税</b> (県・市) 2.6兆円	法人税割	県	法人税額	×	<b>3.2%</b> (31~1.0%)	<b>0.5兆円</b>
			法人税額	×	<b>9.7%</b> (31~6.0%)	<b>1.6兆円</b>
			均等割			<b>0.6兆円</b>

<b>法人事業税</b> (県) 6.1兆円 (2.0兆円) ※( )内は地方法人特別税(内数)	外形標準課税	【資本金1億円超の普通法人】	所得割	所得	×	<b>3.6%</b>	<b>1.5兆円</b>
			付加価値割	付加価値額 (収益配分額+単年度損益)	×	<b>1.2%</b>	<b>1.2兆円</b>
				資本金割	資本金等の額	×	<b>0.5%</b>
			【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】	所得割	所得	×	<b>9.6%</b>
収入割	収入金額	×		<b>1.3%</b>	<b>0.3兆円</b>		

※ 税収はH30収入見込額。なお、端数処理の関係で、計が一致しない場合がある。  
 ※ 地方法人税、法人住民税(県・市)の( )内の税率は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

## 法人住民税の概要

- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも、個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税には、道府県民税と市町村民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。



\* 税収は、平成28年度決算額(超過課税を含まない。)

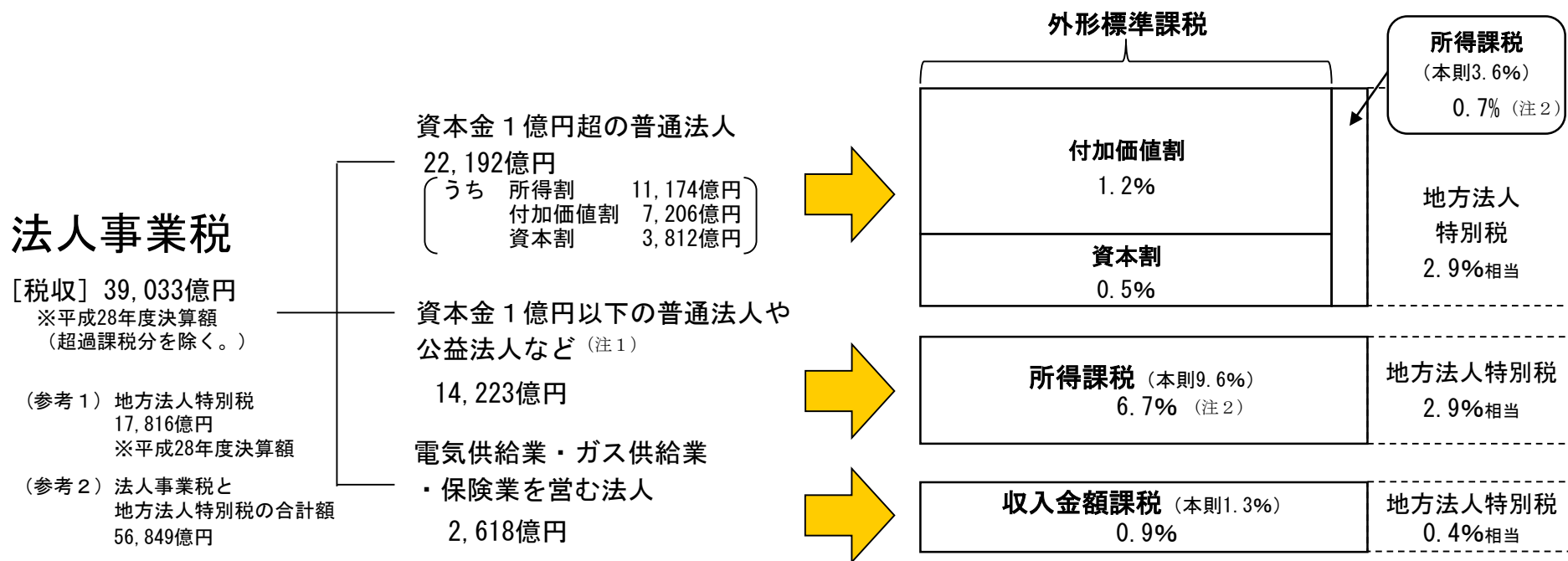
# 法人事業税の概要

○ 法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方にに基づき課税されるもの。

(注) 法人事業税の負担額は法人所得計算において損金算入される。

○ 法人事業税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県が課税するもの。

○ 消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離して、**地方法人特別税**として課税。(平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用。平成26年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元。平成31年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元。)



(注1) 特別法人 (農協・漁協・医療法人等) については4.6%の税率が適用される (本則6.6%)。

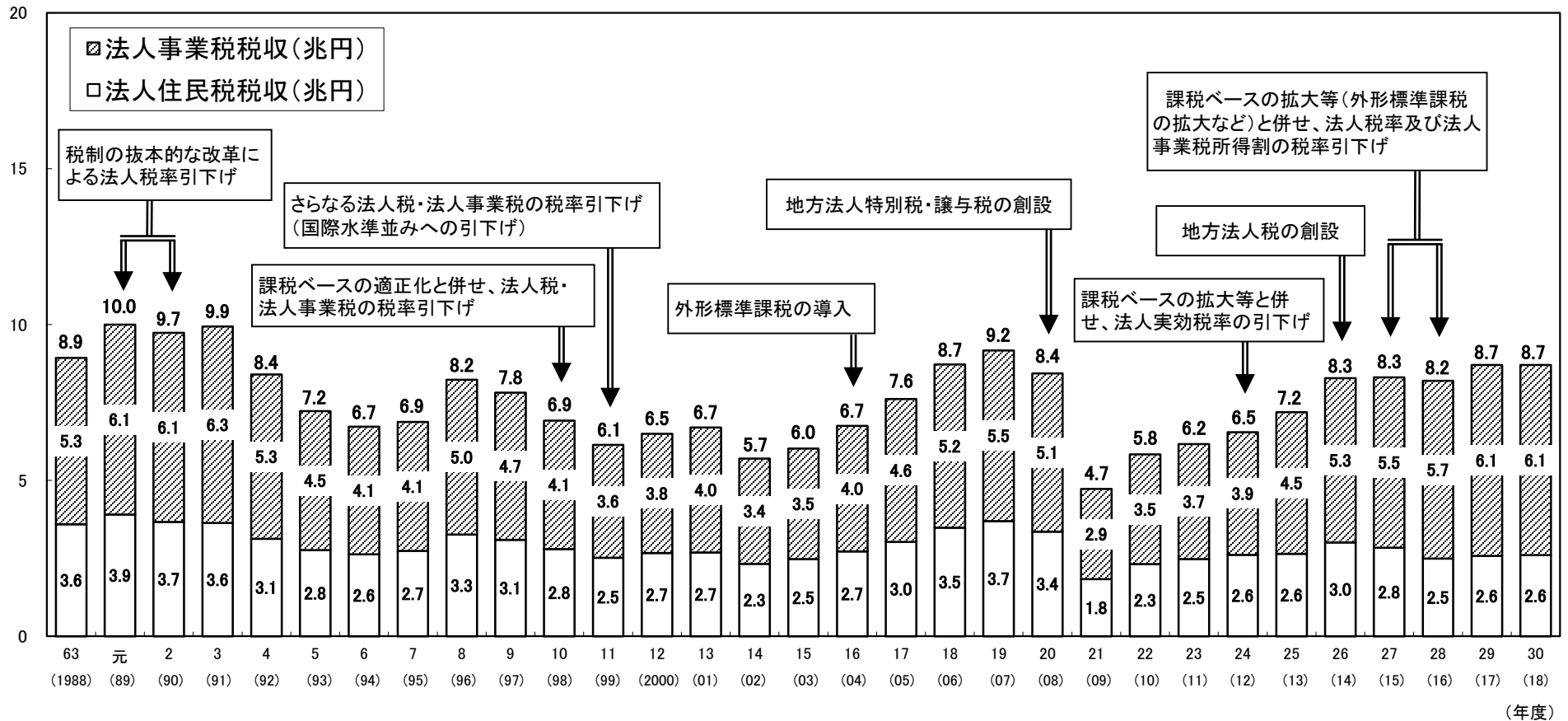
(注2) 所得課税分の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。

※ 税率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率である。

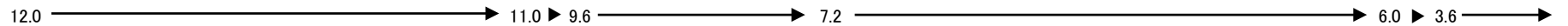
※ 法人事業税の制限税率は、標準税率の1.2倍。(地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後における、資本金1億円超の普通法人の所得割については2倍)



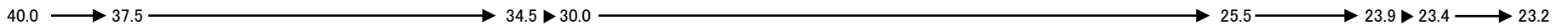
# 地方法人二税（法人事業税・法人住民税）の税収の推移



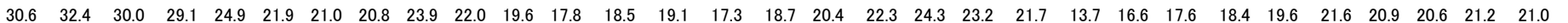
## 法人事業税率(%)



## (参考)法人税率(%)



## 地方税収入に占める割合(%)



(注) 1 28年度までは決算額であり、超過課税等を含まない。また、29年度及び30年度は地方財政計画額である。  
 2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。  
 3 21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税を加算した額である。  
 4 27年度以降の法人住民税収は、地方法人税を含んでいない。